

議第89号

京都市京北地域水道の管理に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

京都市京北地域水道の管理に関する条例の一部を改正する条例を次のよう
に制定する。

平成26年 2 月14日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市京北地域水道の管理に関する条例の一部を改正する条例
京都市京北地域水道の管理に関する条例の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項中「合計額」の右に「に100分の108を乗じて得た額」を加え、
同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り
捨てる。

第 7 条第 3 項中「204円」を「194円」に改め、同条第 4 項中「255円」を
「242円に100分の108を乗じて得た額」に改め、同項に後段として次のよう
に加える。

この場合において、当該額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り
捨てる。

第10条を次のように改める。

(特別給水の料金)

第10条 給水装置によらないで給水を行ったときの料金の額は、次に掲げる
額の合計額に100分の108を乗じて得た額とする。この場合において、当該
額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

- (1) 使用水量 1 立方メートルまでごとに242円
- (2) 給水のために特に要した費用に相当する額

第11条第1項各号列記以外の部分中「額」の右に「に100分の108を乗じて得た額」を加え、同項第1号イ中「52,500円」を「50,000円」に改める。

別表第1中	「	円	を	「	円	に改める。
		2,065			1,966	
		2,175			2,071	
		6,570			6,257	
		4,580			4,361	
		3,280			3,123	
		6,570			6,257	
		4,580			4,361	

別表第2中	「	円	を	「	円	に改める。
		136,500			130,000	
		168,000			160,000	
		210,000			200,000	
		273,000			260,000	
		420,000			400,000	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の京都市京北地域水道の管理に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第7条及び別表第1の規定は、平成26年6月1日（以下「適用日」という。）以後に決定する使用水量に係る料金について適用し、適用日前に決定する使用水量に係る料金については、なお従前の例による。

- 3 改正後の条例第11条第1項及び別表第2の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に承認の申請があった給水装置の新設又は給水管の口径の増径に関する工事（以下「工事」という。）に係る加入金について適用し、施行日前に承認の申請があった工事に係る加入金については、なお従前の例による。

提案理由

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、使用料の適正化を図る等の必要があるので提案する。